

サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する

日米タスクフォースに係る協力覚書（仮訳）

日本国経済産業省及び米国通商代表部（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、

2021年11月17日の「日米通商協力枠組み」の立ち上げを**想起し**、

サプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働の撤廃を含む国際労働基準の促進に関するベストプラクティスの奨励などを通じて、ビジネスのための予見可能性を高めるために、日米通商協力枠組みの第一回会合で表明された共通のコミットメントを**想起し**、

国際労働機関（ILO）、ウォーク・フリー財団及び国際移住機関が公表した「現代奴隷制の世界統計」報告によれば、新たに公表された強制労働の推計が2800万人と示され、その数は2016年以降300万人増加したことを**認識し**、

エルマウにおける2022年G7首脳コミュニケ、ノイハーデンベルクにおける2022年G7貿易大臣声明、ウォルフスブルクにおける2022年G7労働雇用大臣声明、及びロンドンにおける強制労働に関する2021年G7貿易大臣声明において、強制労働は地球規模の問題であることを認め、全ての国、多国間組織企業に対し、グローバル・サプライチェーンを通じて人権及び国際労働基準を支持し責任ある企業行動についての関連原則を尊重することにコミットし、これにより強靱で持続可能なサプライチェーンに資するための明確性及び予見可能性を更に高めることを**再確認し**、

あらゆる形態の強制労働の撤廃は、1998年に採択され2022年に改正された「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に示された基本原則の一つであることを**再確認し**、

サプライチェーンにおける人権の保護及び国際労働基準の促進について表明された相互の利益を**認識し**、

強制労働を含め、国際的に認められた労働者の権利の侵害は、グローバルな貿易体制において不正競争上の利益を得るために決して利用されてはならないことを**認識し**、

グローバルな貿易体制において、強制労働の余地はないことを**確認し**、

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」といった国際的な基準及び両当事国それぞれの国内法及び政策と合致した人権デュー・ディリジェンスを促進するために、当事者間で経験を交換し、協力を進めることを**希望し**、

必要に応じて、両当事国間の政府、企業、労働者団体及び市民社会組織等の他のステークホルダー間の情報交換を促進することを**希望し**、

必要に応じて、両当事国のサプライチェーンに関連する第三国との情報交換を容易にすることを**希望し**、

以下のとおり**意図を表明する**。

第一節

協力覚書及びタスクフォースの目的

この協力覚書（以下、「本覚書」という。）の目的は、サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置し、それぞれの貿易政策、法令、ガイドライン、及び必要に応じて執行実務に関する情報を共有することにより、サプライチェーンにおける人権及び国際的に認められた労働者の権利を保護し、促進する両当事者の共通のコミットメントを追求することにある。

第二節 タスクフォースの活動

1. 両当事者は、タスクフォースを通じて、タスクフォースの目的及び関連国内法と整合させつつ、以下の情報を交換する意図を有する。

- (a) 人権への取組及び国際的に認められた労働者の権利の保護（サプライチェーンにおける強制労働のリスクが増大している産業及び部門における強制労働の撲滅及び国際労働基準の促進を含む。）に関する両当事国のサプライチェーンに関する関連ガイダンス、報告書、出版物、ベストプラクティス及び教訓
- (b) サプライチェーンにおける人権への取組（サプライチェーンにおける強制労働の使用の撤廃を含む。）及び国際労働基準の促進に関する両当事国の法令、政策及び適当な場合には執行実務
- (c) サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンス、特に強制労働の撲滅及びサプライチェーンにおける国際労働基準の促進に関する国際基準、ベストプラクティス及びガイダンス
- (d) 企業が人権を尊重し、国際的に認められた労働者の権利を保護するための環境の整備に貢献するその他の取組

2. 両当事者は、タスクフォース及びステークホルダー¹との間の対話を促進する意図を有する。その際、両当事者は、以下の原則に従う意図を有する。

- (a) 両当事者は、タスクフォースに対し、当該対話の様式、参加者、議題、その他関連する側面について、コンセンサス方式によって決定する責任を委任する。
- (b) これらの対話には、以下に関してマルチ・ステークホルダーの関与及び意見聴取を含めることができる。

- i 両当事国の貿易政策及び規制の影響、該当する場合には、特にサプライチェーン上の強制労働の撤廃に関する関連法令及び国際的に認められた労働者の権利に関して、労働者及び企業に与える影響を理解すること。
- ii サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスに関するベストプラクティス（労働者の声及び労働者のための是正アプローチを促進する強固なプログラムなど、人権デュー・ディリジェンス手続の開発、実施、及びモニタリングについての主要なベストプラクティスを含む。）
- iii 事業主や経営者に対する、サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスに関するベストプラクティス実践方法の周知。

タスクフォースは、適用される法令と合致した形で、当該対話に関する機微又は非公開情報の漏洩を防止し、保護する意図を有する。

3. 両当事者は、タスクフォースが、人権デュー・ディリジェンスの促進及び両国のサプライチェーンにおける国際労働基準の促進（強制労働の撲滅を含む。）にかかるコミットメントに関する公の支持を発信する意図を有する。当該公の支持には、共同公表、その他プレスリリース、及び必要に応じて、国際場裡での公的声明を含めることができる。
4. 当事者は、本覚書の目的を達成するために、当事者が相互に決定した他の活動を実施することもできる。

第三節

タスクフォースの役割及び責任

1. 両当事者は、日本国経済産業省及び米国通商代表部をタスクフォースの共同議長とする意図を有する。
2. 両当事者は、両当事者が別途決定しない限り、タスクフォースを半年ごとに開催する意図を有する。

3. 両当事者は、各暦年の間に2で言及された会合のいずれかにおいて、本覚書の実施について議論する意図を有する。
4. 両当事者は、以下のとおり、タスクフォースが構成される意図を有する。
 - (a) 日本側は、経済産業省、外務省、必要に応じてその他の省庁
 - (b) 米国側は、商務省、保健福祉省、米国税関国境警備局及び移民税関捜査局を含む国土安全保障省、労働省、国務省、米国通商代表部、米国国際開発庁、及び、必要に応じてその他の政府機関
5. 両当事者は、タスクフォースの各会合に、必要に応じて、関係省庁を出席者として招待する意図を有する。

第四節

国際的義務及び国内法的枠組

1. 本覚書のいかなる内容も、国際法に基づく権利又は義務を生じさせる意図を有しない。
2. 各当事者は、それぞれの法的枠組の範囲内で本覚書に関連する活動を行う意図を有する。

第五節

連絡窓口

本覚書における連絡窓口は次のとおりである。

- (a) 日本側は、経済産業省

(b)米国側は、米国通商代表部

第六節 協議

両当事者は、本覚書の解釈又は実施に関するいかなる問題も、協議により解決する意図を有する。

第七節 修正

1. この協力覚書は、双方の当事者の書面による決定により、修正することができる。
2. いかなる修正も、双方の当事者が署名した日から適用される。

第八節 実施

本覚書は、双方の当事者の署名により適用される。

第九節 終了

1. いずれの当事者も、書面で通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。本覚書を終了させる意図を有する当事者は、少なくとも 60 日前までに他の当事者に書面で通知するよう努めなければならない。

2. 本覚書の終了は、両当事者が別段の決定をしない限り、終了前に本覚書の下で開始された継続中の活動及びプロジェクトに影響を及ぼす意図を有しない。

2023年1月6日、英語で作成された本書二通に、ワシントンDCにて署名した。

日本国経済産業省

米国通商代表部

西村 康稔大臣

キャサリン・タイ通商代表

ⁱタスクフォースは、各対話において、参加を招請する適切なステークホルダーを決定する意図を有する。ステークホルダーには、国際労働基準を促進する様々な側面（サプライチェーンにおける強制労働と闘い及び撲滅することを含む。）に關与する労働者団体、貿易業者の団体を含む企業及び生存者を含む市民社会が含まれ得る。